

医療法人善恵会ケアプランセンターふくろう

居宅介護支援重要事項説明書

1. ケアプランセンターとは

○介護保険制度では、各種サービスを利用するために要介護認定を受けたうえで「居宅サービス計画(ケアプラン)」が必要です。

- (1) 要介護・要支援の認定、変更、取下げの申請の代行を行うことができます。
- (2) 利用者様の心身・環境に応じ、ご希望をお伺いして利用者様ならびに、ご家族と一緒に考えた上で、サービス担当者会議等を行い、ケアプランを作成します。
- (3) その際には、利用者様の要介護状態の軽減・悪化の防止・要介護状態とならないような予防、介護負担の軽減に留意しながら行います。
- (4) 作成したケアプランが適切に実施されるよう、各サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (5) 作成したケアプランが、確実に実施されているか適切であったか等のチェックを継続的に行い、必要に応じてケアプランの見直しを行います。
- (6) 利用者様の状況を把握するために、月1回はご自宅にお伺いさせていただきます。

2. 当センターでは

- (1) 介護保険の適用はもちろん、適用外の民間サービスなどについても情報を提供いたします。
- (2) ご相談の際、どのようなことを決定するにしても、あらかじめ利用者様や、ご家族の同意をいただくことになります。
- (3) ご相談内容やサービスを提供する際に、知りえた利用者様及びそのご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

この守秘義務は、契約終了後も同様です。また、サービス担当者会議等において、個人情報を用いるときは、あらかじめ利用者様及びご家族から同意を得ます。

- (4) 利用者様の都合により、いつでも介護支援専門員の変更や中止をすることができます。
- (5) 事業所の概要
 - ア) 事業所名 ケアプランセンターふくろう
 - イ) 所在地 愛知県豊橋市八町通三丁目12番地
 - ウ) 事業所の指定番号 2372003307
 - エ) サービスを提供する通常の事業実施地域 豊橋市内全域
- (6) 業務従事者

- 1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)

当センターの介護支援専門員の管理、指導を行います。

- 2) 介護支援専門員 2名以上

要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行います。

(7) 事業の目的及び運営の方針

ア) 事業の目的

要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人・ご家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者・介護保険施設等との調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

イ) 運営の方針

利用者様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的且つ効果的に提供されるよう配慮しています。

また、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、提供されるサービス等が、特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

3. 当センターの方針

- (1) 当センターをご利用される場合には、担当者がお尋ねする事柄にお答えくださることにより、支援の幅が広がることとなります。
- (2) 必ず利用者様やご家族の同意を得て、問題の解決方法についての手立てをご一緒に考え、それが実際になされるようご支援させていただきます。
- (3) 不明な点や疑問点、お気づきのことがございましたら、どんな些細なことでもお答えいたしますので、何なりと申し付けてください。

4. 利用料について

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| (1) 要介護 1. 2 | 1,086 単位/月 |
| 要介護 3. 4. 5 | 1,411 単位/月 |
| 初回加算 | 300 単位/回 |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 250 単位/回 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 200 単位/回 |
| 退院・退所加算(入院、入所期間中に3回まで) | (Ⅰ) イ～(Ⅲ) |
| 通院時情報連携加算 | 50 単位/月(利用者1人につき1月に1回の算定を限度) |

※豊橋市は、地域区分が7級地となりますので、1単位は10.21円になります。

※上記のいずれの場合も、事業所が介護保険法に基づき介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受理)は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービ

ス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、実費請求することもあります。

その場合、指定居宅介護支援提供証明書を発行しますので、後日、東三河広域連合介護保険課にて払い戻しを受けることができます。

※国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。

(2) 実施地域を越える場合を除き、交通費をいただくことはありません。

5. ご利用について

(1) ご相談日時

原則として 月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00とし、12月31日～1月3日を除く

(緊急時は、この限りではありません)

(2) ご相談方法

電話・訪問・来所にて賜ります。

(あらかじめ、電話にてお申し出下さることをお勧めします。)

(3) 文書の交付及び説明、同意について

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

- ・利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

- ・前6か月間に作成したケアプランの総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、訪問介護等)がそれぞれ位置付けられたケアプラン数が占める割合

- ・前6か月間にケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)

6. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7. 相談苦情の窓口について

利用されているサービス等に関して、相談や苦情がある場合には、お気軽にお申し出ください。

○ 当センターの相談・苦情の窓口

ケアプランセンターふくろう

管理者・相談受付担当 横田 和子

所在地 〒440-0806 豊橋市八町通三丁目12番地

電話 0532-56-0303 FAX 0532-26-3505

○ 東三河広域連合の窓口

東三河広域連合 介護保険課

所在地 〒440-0806 豊橋市八町通二丁目1番地

豊橋市職員会館5階

電話 0532-26-8471 FAX 0532-26-8475

○ 公的団体の窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理相談窓口

所在地 〒461-8532 名古屋市東区泉一丁目6番5号

電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870

8. ハラスメントの防止対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) ハラスメントとは、職員が脅威、不快と感じればハラスメントに該当する可能性があるとする。

9. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるように努めます。
- (2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように以下の措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

11. 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者、及び責任者を選定します。
- (2) 介護支援専門員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を年1回以上実施します。
- (3) 虐待防止のために対策を検討する委員会を年1回以上開催します。
- (4) 虐待防止のための指針を作成し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現することに努めます。

事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者様及びご家族に対し本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(事業者)

住 所 豊橋市八町通三丁目119番地
法 人 名 医療法人 善恵会
代 表 者 理事長 長 屋 孝 美
事業所名 ケアプランセンターふくろう
説 明 者

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所
氏 名

(家族代表者)

住 所
氏 名
続 柄 ()